

## 特定疾病

療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高度な治療を継続して行う必要のある疾病として厚生労働大臣の定める疾病については、「特定疾病受療証」を提示することにより、自己負担限度額が 10,000 円（人工透析を要する慢性腎不全患者のうち、70 歳未満の上位所得者は 20,000 円）となります。

### ○対象疾病

- 1 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- 2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）